文部科学大臣 田中 眞紀子 様 経済産業大臣 枝野 幸男 様

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

平成24年11月19日

福島県原子力損害対策協議会

会 長 福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 庄 條 德 一

副会長 福島県商工会連合会 会長 轡 田 倉 治

副会長 福島県市長会 会長 福島市長 瀬 戸 孝 則

副会長 福島県町村会 会長 西郷村長 佐 藤 正 博

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

原子力発電所事故から1年8か月が経過した今も、多くの県民が 避難を余儀なくされ、また、放射能による健康への不安や風評被害 に苦しめられながらも、懸命に復旧・復興の努力を続けている。

国は、原子力発電を国策として推進してきた責任の下で、被害者である県民一人一人が生活や事業の再建を完全に果たすことのできる賠償を確実、迅速に行うよう東京電力を強力に指導するとともに、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策を講じるべきである。

よって、200万人福島県民の総意として、原子力損害賠償の完 全実施を強く要望する。

記

1 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償の実施

- (1) 東京電力に「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、損害賠償請求への迅速な対応を含め被害者優先の親身な賠償を行わせること。
- (2) 「原子力損害賠償紛争解決センター」の組織体制や仲介機能 を強化し、東京電力に「総括基準」や「和解仲介案」を受け入 れさせるとともに、迅速な賠償を行わせること。

2 全ての損害に対する十分な賠償期間の確保

- (1) 損害の範囲を幅広く捉え、被害者の生活再建など長期的な視点を踏まえた十分な賠償期間を確保させること。
- (2) 賠償の期間に関しては、加害者である東京電力のみで判断がなされ被害者に不利益が生じることのないよう、終期の判断基準を「指針」や「総括基準」に明確に示すこと。

3 避難指示区域の見直しに伴う賠償

- (1) 被害の実態に見合った十分な賠償
 - ア 住民や事業者の置かれている状況や意向を十分に踏まえ、 混乱や不公平が生じないよう配慮しながら、被害の実態に見 合った賠償を確実、迅速に行わせること。
 - イ 田畑、森林等の「賠償基準」を国が前面に出て早急に示すこと。
 - ウ 地震・津波等の複合要因がある財物損害への賠償に当たっては、避難指示や立入制限により早期の復元を妨げられてきたことを原因として価値が喪失・減少したものと捉え、柔軟に対応させること。

- (2) 就労不能損害、営業損害における「特別な努力」の遡及適用 「特別の努力」により得た収入、収益を賠償金から控除しな い取扱いを事故発生日まで遡及して適用させること。
- (3) 賠償金の税制上の取扱い
 - ア 減収分等に対して支払われる賠償金等の税制上の取扱いに ついては、被災地域全体における税制の在り方を踏まえなが ら、被害者救済の視点を十分に反映したものとすること。
 - イ 就労不能損害等の一括賠償金に対し累進的な課税が生じないよう、税制の改正を含め柔軟に対応すること。

4 自主的避難等に係る賠償

- (1) 損害の範囲を幅広く捉え、福島県民それぞれの被害の実態に 見合った十分な賠償を迅速に行わせること。
- (2) 平成24年1月以降の損害については、子ども・妊婦はもとより、その他の者についても賠償の対象とさせるとともに、避難者に限定することなく滞在者に対しても確実に賠償させること。
- (3) 個別具体的な事情による損害についても、誠意を持って対応させ、確実・迅速に賠償させること。

5 風評被害対策等に係る賠償

事業者や自治体が実施する風評被害を最小にとどめるための対 策等に要する費用について、最後まで確実に賠償を行わせること。

6 除染等に係る賠償

県内全域における財物の除染や検査の実施、それに伴う機器の 購入等に要する費用について、確実・迅速に賠償がなされるよう 国が前面に立って明確な基準を早急に示すこと。

7 時効への対応

被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、消滅時効の援用を行わないよう指導するとともに、法制度の見直しを含め検討すること。

8 生活再建に向けた切れ目のない対策の確実な実施

被害者の一人一人が生活や事業を完全に再建させることができるよう、国の全責任の下で、十分な賠償はもとより住宅や医療、福祉、教育、雇用など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策を切れ目なく最後まで確実に講じること。